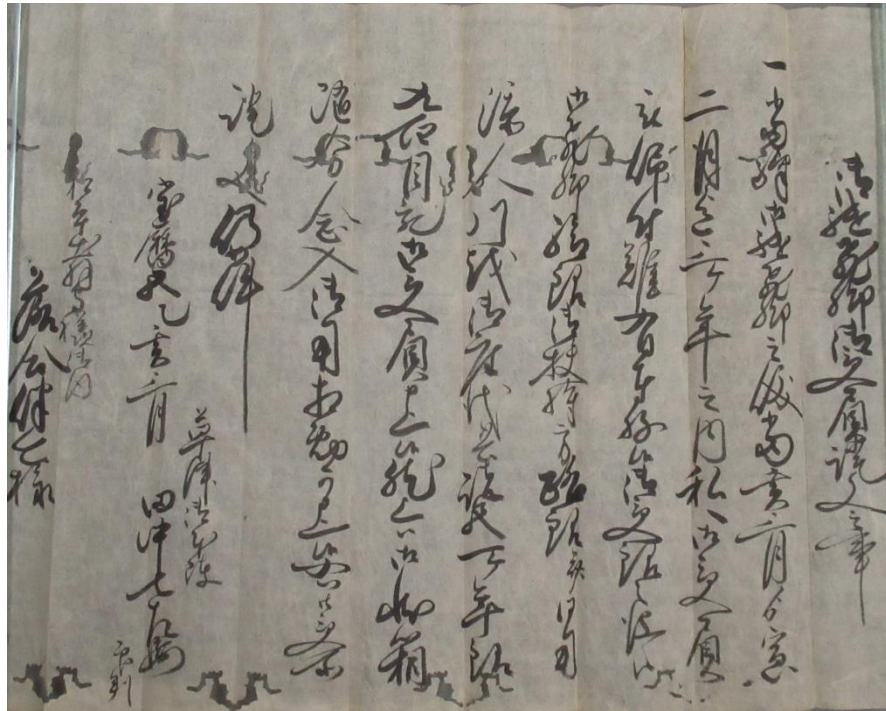


## —大名飛脚と草津宿本陣—

つぎひきやく うけおいししょうものこと  
御継飛脚御受負証文之事 (草津宿本陣蔵)



江戸時代の宿場は旅人を迎えるだけでなく、人や物を次の宿場に送り継ぐ拠点となっていました。東海道などの幕府が支配する宿場は、幕府公用の書簡や荷物を運ぶ役割を任じられていました。これを「継飛脚」と言います。また、各地の大名は、江戸の藩邸や大坂の蔵屋敷、そして領地の間で連絡を取り合うため、独自の飛脚を置きました。これを「大名飛脚」と呼び、その「取次処」をすべての宿場に置かず、約7里ごとに置いたことから「七里飛脚」とも呼ばれています。

草津宿では、複数の大名飛脚を請け負っていました。その内の1つである出雲国(島根県)松江藩は、参勤交代の際に七左衛門本陣(現・草津宿本陣)を定宿としており、併せて大名飛脚の取次処「雲州役所」を七左衛門本陣に任じていました。

「御継飛脚御受負証文之事」は七左衛門本陣が「雲州役所」を請け負ったことを証明するもので、当主の田中七左衛門が松江藩の役人に宛てた文書の控えです。宝暦5年(1755)3月から宝暦8年(1758)2月までの3年間、大名飛脚を請け負うことや、人件費をはじめ、関所や川越の通行料など飛脚にかかる1年分の費用は、本陣側が負担する旨が記されています。

ここでは宝暦5年のものを紹介しましたが、同様の文書が数年ごとに取り交わされており、同様の資料が複数残されています。

(令和8年5月・草津宿本陣 杉浦 智里)